

ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附した際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

ただし、この制度を利用するためには、申請書及び必要書類の提出が必要となり、以下の場合には申請をしても制度が適用されませんのでご注意ください。

《ワンストップ特例が適用されない場合》

- 医療費控除の申告などのため確定申告をした、又は住民税の申告をした
- 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

申し込み方法

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載のうえ、下記添付書類を添えて、令和7年1月10日までに下記の宛先までご郵送ください（直接持参いただいても結構です）。なお、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」は、所沢市ホームページからもダウンロードできます。

＜申請書に添付していただく書類＞ AまたはBのいずれかにより、本人確認をさせていただきます。

※マイナンバー制度の導入に伴い、申請書への個人番号の記載が必要となったことから、番号確認と身元確認のため添付をお願いするものです。

	① 個人番号の確認書類		② 身元確認書類
A	「個人番号カード」裏面の写し <small>※個人番号カードは、個人番号が記載された顔写真付きのカードです。</small>	+	「個人番号カード」表面の写し <small>※個人番号カードは、個人番号が記載された顔写真付きのカードです。</small>
B	次のいずれかの写し 1) 通知カード（※） 2) 個人番号付き住民票 <small>※通知カードは、紙製で個人番号をお知らせするものです。 通知カードは、氏名・住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能</small>	+	次のいずれかの写し 1) 運転免許証 2) パスポート 3) 障害者手帳 4) その他、顔写真付きの身分証明書

※上記の書類の提出が困難な場合は、お問い合わせください。

申し込み内容に変更があった場合

申請いただいた内容（住所、氏名など）について、令和7年の1月1日までの間に、変更が生じた場合は、令和7年1月10日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を郵送若しくは持参にて提出してください。この届出書の提出がない場合、確定申告等による税控除の手続きが必要となりますのでご注意ください。「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」は所沢市ホームページからダウンロードするか、下記までお問い合わせください。

◆ふるさと納税ワンストップサービス関係 宛先・お問い合わせ先◆

所沢市役所 高層棟 3階 財務部財政課

〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1

所沢市役所 財務部 財政課 あて

（Eメール） furusato-t@city.tokorozawa.lg.jp

（TEL） 04-2998-9030